

立證することを要求し得る。十八歳未満の男子に付ては年齢證明書を備付け且つこれを順次に綴込んでおかねばならない（第三十二條）。

「デアテマラ」

法 令

一九二六年四月三十日の命令第一四三四號を以て發布された勞働法は使用を一般的に規律し且つ公衆娛樂業を除き其の他一切の職業に適用する規定を含んでゐる。尙ほ道路の掃除に對する制限に注意すべきであつて、これは此の種のものに對する唯一の規定である。

年齢に關する規定

商 業

十五歳未満の兒童を商業的設備に於て使用することは職業の性質如何に拘らず禁じられてゐる。學校及び教育的設備は除外される（第二十三條）も、家族的企業は除外されない。

街頭商業

十五歳未満の少年及び十八歳未満の未婚女子は、亭及類似の定められた場所に於て行はるゝ職業を除き、自己の爲又は他人の爲街頭又は公衆の集まる場所に於て行はるゝ職業に従事することを得ない（第二十四條）。

酒場其他

二十一歳未満の者は酒精飲料を販賣し又は配達する設備に於て使用することを得ない（第二十七條）。

道路の掃除

二十一歳未満の者は町に於て道路を掃除する爲に使用することを得ない（第二十七條）。

洪 牙 利

法 令

兒童及び年少者の使用は一九二八年一月十二日の兒童、年少者及び婦人の保護に關する法律第五號を以て規律されてゐるが、右は一八八四年の法律第十七號（工業法典）及び一九二二年二月二十三日の法律第十二號（工業法典を改正する法律）を改正し且つ確認したものである。これ等の法律は兒童及び年少者の一般的使用に適用し且つ街頭商業に關し特別の規定を設けてゐる。酒精を販賣する店又は場所に使用し得る年齢に關しては特別の規定が存在しないが、事務局の受理した情報に依れば斯る企業は一般職業の表題の下に入るもの如くである。又公衆娛樂業に於て使用し得る年齢を規律する規定も存在しないが、事務局の受理した情報に依れば此の職業は法律に依つて規律される一般職業の下に入らない。「商業的企業の事務所」に於ける使用は特に掲げられてゐる。

年齢に關する規定

一般職業

一九二二年の法律第十二號は十四歳未満の且就學の義務ある兒童は一八八四年の法律第十七號の適用範圍内に在る設備若は企業（即ち工業以外の職業）に於て又は法律の適用範圍内に在る工業的若は其他の設備の事務所に於て如何なる資格たるを問はず使用することを得ないし、又彼等は一時的性質であつても上述の場所に於て一切の勞働を爲すことを得ない（第七十四條）。

一九二八年の法律第五號はこれ等の二つの法律の規定を確認し且つ十四歳未満の兒童はこれ等の法律が關係ある事業に於て使用することを得ざることを規定してゐるが、但し經過的方法として十二歳に達せる兒童は義務教育年齢が十四歳に引上げられる時迄使用することを得る（第四條）（註）。

（註）此の規定の結果として十二歳乃至十四歳の兒童の使用は漸次減少し、一九三五年には十四歳未満の兒童の使用は全くなくなるであらう。

公衆娛樂業

兒童を公衆娛樂業に使用し得る年齢に關しては何等の規定もない。尤も事務局の得た情報に依れば實際上斯る使用は稀であつて且つ警察の事前的許可なくては許されてゐない。

街頭商業

街頭商業そのものを規律する規定は存在してゐないが、事務局の得た情報に依れば、此の職業に十八

歳未満の年少者を使用することは禁ぜられてゐる。

愛蘭自由國

法 令

工場、作業場及び鑛山以外の職業に於ける兒童の使用は第一に一九〇三年の兒童使用法に依つて規律されてゐる。次ぎの諸法律は斯る職業の或る種の方面に關するものである。即ち一九〇四年の兒童酷使豫防法（Prevention of Cruelty to Children Act）は公衆娛樂業に關聯せる勞働に關するものであり、一八七九年及び一八九七年の兒童危險興行物法（Children's Dangerous Performances Act）は輕業及び類似の危險なる興行物に關するものであり、一九〇八年の兒童法は酒場よりの排除に關するものであり、一九一三年の兒童（海外使用）法（Children (Employment Abroad) Act）は興行の目的を以て兒童及び年少者を海外に送ることに關するものである。次ぎの最近の諸法令も亦關係規定を含んでゐる。

一九二六年の就學法

一九二六年の街頭商業法及同法又は一九〇三年の兒童使用法に從つて制定された規則及び命令

一九二四年の酒精飲料法第十二條

一九二六年の就學法は一切の職業に於て十四歳未満の一切の年少者を全一日間使用することを禁ずる

の効果の有してゐる。尙ほ文部大臣は、其の権限を以て、十四歳未満の年少者を授業時間中又は休暇中を使用すること―斯る使用が通學を妨げ又は年少者に對し教育の充分なる利益を得させざるが如き性質のものなるとき―を禁ずることを得る。

年齢に關する規定

一般職業

一般職業に付ては絶對的最低年齢は存せざるも、一九〇三年の兒童使用法は地方當局をして十四歳未満の一切の兒童に對し又は年少少女に對し別々に且つ一切の又は或る種の職業に關し使用を違法とする年齢を規定せる命令を制定し及び或る特別の職業に兒童を使用することを絶對的に禁じ、又は或る條件の下に許可することを得しめてゐる（第一條）。

尙ほ一九二六年の教育法は同法の要件と抵觸する方法に於て十四歳未満の兒童を使用することを禁じてゐる（第四條及第七條）。

公衆娛樂業（危険ならざるもの）

一九〇四年の兒童酷使豫防法は街頭、酒精飲料販賣の爲許可された構内、興行物の爲に許可された構内、又は曲藝場若は其の他の娛樂場所に於て營利の目的を以て歌はしめ、奏せしめ、演せしめ若は見世者にし又は或る物を販賣せしむる爲何時たるを問はず十一歳未満の兒童を使用せしむる者に付て刑

罰を規定してゐる。慈善的目的の爲の臨時的販賣に付ては例外が許される（第二條(e)）。微罪巡廻裁判所は十歳以上の兒童をして法律に明示せらるゝ條件に従ふこととして興行物に出演せしむることを許可することを得る（第三條）。

興行物（危険なるもの）

一八七九年の兒童危険興行物法は、一八九七年に改正されたが、生命又は身體に危険なる見世物又は興行物に於て出演せしむる爲十六歳未満の少年又は十八歳未満の少女を使用せしむる一切の者に付て刑罰を規定してある（第十三條）。

尙ほ一九〇四年の兒童酷使豫防法は十六歳未満の兒童を輕業師、若は曲藝師として又は危険なる見世物若は興行の爲に仕込むことを許容せる者に付て刑罰を規定してゐる（第三條(a)）（註）。

（註）事務局宛商工省よりの情報に依れば實際上は興行の爲輕業師として兒童を仕込むことは愛蘭自由國には存しないのとてである。

外國に於ける公衆娛樂業

一九一三年の兒童（外國に於ける使用）法は兒童又は年少者（註）を營利の目的を以て歌はしめ、奏せしめ、演ぜしむる爲（年少者に付ては法律に依り許可が與へられる場合を除き）外國に送ることを犯罪としてゐる（第一條及第二條）。

(註) 右は一九〇八年の児童法第百三十條に依り十四歳以上十六歳未満の者を云ふのである。

街頭商業

一九〇三年の児童使用法は十一歳未満の児童を街頭商業に使用することを禁じてゐる(第三條)。同法は又地方當局をして十六歳未満の者に依る街頭商業に關し、命令を制定し及び斯る街頭商業を禁じ又は年齢其の他に關する條件の下に又は許可證を所持し若は徽章を附けることとして許可することを得しめてゐる。斯る命令を制定するに當つては十六歳未満の少女の使用を防止するの望まじきことに付特に考慮することを要する(第一條)。

一九二六年の街頭商人法及び之に基きて制定された規則第六十三號は一切の街頭商人に對し街頭商人證を所持すべきことを要求してゐるが、その街頭商人證は「ダブリン」市に於ては十四歳未満の者には與へられなす。

酒場其他

一九〇八年の児童法は、閉店時間中を除き、児童が酒場に入ること禁じてゐる(第百二十條)。一九二四年の酒精飲料(一般)法は許可證所持人に對し十六歳未満の男子及び十八歳未満の女子(或る種の親族を除く)を使用することを禁じてゐる(第十二條)。

實施上の措置

實施上の措置の内には規定の年齢未満の児童を興行物に於て夜間使用し、輕業師として若は危険なる興行の爲に仕込み、又は興行の目的を以て外國に送ることを得しむる許可を含んでゐる。尙ほ地方當局は年少なる街頭商人に對し許可を受け且つ徽章をつけることを要求し得る。

伊 太 利

法 令

工業以外の職業に於ける児童及び年少者の使用は次ぎの如く規律されてゐる。即ち公衆娛樂業及び映畫の作製に付ては一九二五年十二月十日の母性及児童の福利に關する法律第二二七七號、一九二六年十一月六日の公衆の安全に關する諸法律の統一法規を承認する爲の勅令第一八四八號、一九二五年十二月十日の法律の施行規則を承認する爲の一九二六年四月十五日の勅令第七一八號並びに一九二六年十一月十四日の警察法第一八四八號の統一法規に基く規則を承認する爲の一九二九年一月二十一日の規則第六二號に依つて規律され、街頭職業に付ては巡回職業に於ける児童の使用を禁止する一八七三年十二月十四日の法律、母性及児童の福利に關する一九二六年十月二十一日の勅令第一九〇四號並に上に述べた一九二六年十一月六日の勅令及び一九二九年一月二十一日の規則に依つて規律され、酒精飲料を販賣する場所に於ける使用は上に述べた一九二五年十二月十日の法律及び一九二六年十一月六日の勅令に依つて規律されてゐる。

商業的企業及び銀行業、公的及び私的事務所、劇場（「オペラ」又は「ドラマ」を上演するもの）並びに旅館に付ては児童の使用を規律する何等の法律なく、又學校法（註）の嚴格なる適用の結果たる間接的制限以上に児童の一般的使用に付て絶對的制限も存しない。寄席興行物に適用する規則は存在して居る。公衆娛樂業（危険なると否とを問はず）及び街頭職業に關しては児童にしてその兩親に依つて使用せらるゝ者に付て何等の除外も認められてゐないことは注意すべきことである。

（註） 伊太利に於ては學齡は十二歳である。一九二六年六月十日の命令は十四歳までの児童に補習學校に通學することを要求してゐるがそれは未だ實施されてゐない。

年齢に關する規定

公衆娛樂業（危険ならざるもの）

一九二五年十二月二十一日の法律第二十一條は、一九二六年十一月六日の勅令に依つて統一されたが、十五歳未満の児童は寄席若は活動寫真館、曲馬興行又は「オペラ」若は「ドラマ」の上演以外の他の公衆娛樂業に於て俳優、端役又は其の他の資格に於て使用することを得ざることを規定してゐる。

一九二六年四月十五日の規則第百五十五條は、一九二九年一月二十一日の規則第百十七條に依つて統一されたが、公衆娛樂業に於て使用せらるゝ未成年者（註）の年齢に付て出生證明書に依つて立證す

べきことを要求してゐる。

（註） 定義されてゐない。

興行物（危険なるもの）

一九二五年十二月十日の法律第二十一條は、一九二六年十一月六日の勅令第七十七條に依つて統一されたが、十六歳未満の児童は輕業又は其の他の危険なる興行物に於て使用することを得ざることを規定してゐる。

映畫の作製

一九二五年十二月十日の法律第二十一條は、一九二六年十一月六日の勅令第四十七條及び第七十七條に依つて統一されたが、性の如何を問はず十五歳未満の児童は、教育的性質の特別なる映畫にして兩親又は後見人の書面に依る同意を得る場合を除き、映畫の作製に於て俳優、端役又は其の他の資格に於て使用することを得ざることを規定してゐる。「教育的性質の映畫」とは一九二六年四月十五日の規則第百五十七條第二項の範圍内に在るもの即ち藝術品、都市、風景、歴史、風俗、科學的實驗及び現象、農業的勞働、工業的企業若は設備に關するもの又は公民的若は宗教的性質、家庭衛生、家族愛、母性愛、犠牲心、英雄の行爲に關するものにして且つ愉快、親切、堅忍又は勇氣を起させるものを意味するものゝ如である（註）。

(註) 知事は映畫がこれ等の要件に適合せるや否やを決定する。

上述の性質の映畫の作製に例外として兒童(註)を使用するの許可は知事に於て與へるが、それは兩親の書面に依る同意が得られ且つ一九二九年六月二十一日の規則第二十三條に再録されてゐる一九二六年四月十五日の規則第五百五十五條に規定せらるゝ次ぎの條件を具備してゐる場合に限つてゐる。

兒童が使用せらるべき場面の準備及び撮影は夜更に於て又は不健康若は危険なる場所に於て行はれざること

仕事が其の性質及び時間上兒童の年齢及び體力と兩立し得るものなること

場面が兒童の道德を害せざるものなること

(註) 對絶的の年齢制限は定められてゐない。

知事は許可を與ふるに先ち、適當なる調査の後許可を與ふべき條件(若しあらば)を決定する全國母性兒童保護事業協會 (Opera Nazionale per la protezione della maternità e dell' infanzia) の地方支部と協議することを要する。

巡回興行物

一九二六年十月二十一日の勅令第十二條は性の如何を問はず十五歳未満の兒童を、巡回職業又は一八七三年十二月二十一日の法律第一條に規定せらるゝ職業即ち野師、旅廻りの歌手若は樂手、綱渡り師、

易者、野獸馴らし其の他の職業に於て使用すること(兩親又は後見人に依る場合にも)を禁じてゐる。

一九二六年十一月六日の勅令第二百二十三條及び之に關する一九二九年一月二十一日の施行規則第二百四十八條には十五歳以上十八歳未満の年少者に對し巡回職業に従事すること―若しもそれが年少者の健康若は教育に害ある場合又は仕事が其の性質上望ましからざる場合又は兩親若は後見人が同意せざる場合に―を許可せざることを得ることを規定してゐる。

酒場其の他

一九二五年十二月十日の法律第二十三條(一九二六年十一月六日の勅令第九十九條に再録されてゐる)は酒精飲料の小賣業に於て業主の家族に屬する者以外の十八歳未満の兒童及び年少者を使用することを得ざることを規定してゐる。

「ラトヴィア」

法 令

一九二四年四月二十六日に改正された一九二二年三月二十四日の勞働時間法は一般職業に及び酒場其の他に於ける勞働に適用する年齢制限を設けてゐる。

年齢に關する規定

一般職業

一九二四年に改正された一九二二年の法律は十四歳未満の児童を使用し得ざることを規定してゐる（第十條）。同法中には家族的企業を除外することを指示せる規定がない。

酒場

児童、年少者及び二十一歳未満の婦人は酒精飲料に關する設備に於て使用することを得ない（第十一條）。

「ルクセンブルグ」

法令

工業以外に於ける児童の使用に關する關係規定は、限られた程度に於て街頭商業を規律する巡回職業に關する一八七〇年六月十八日の法律の規定が唯一のものであるようである。

年齢に關する規定

街頭商業

一八七〇年六月十八日の法律は絶對的の必要ある場合の外、十四歳未満の児童に付て街頭商人に伴はれることを得しむる許可が與へられざることを規定してゐる（第三條）。

和蘭

法令

工業以外の職業に於ける児童の使用は最近一九三〇年六月十四日の法律に依つて改正された一九一九年の勞働法及び一九二〇年八月十日の勅令に依つて規律されてゐる。危険なる藝當以外の興行物、街頭商業又は酒場に於ける十四歳以上十八歳未満の年少者の使用に關しては何等の規定も存在しない。

年齢に關する規定

一般職業

十四歳未満の又は未だ就學の義務ある児童は一切の勞働を爲し又は勞働法の規定（一九三〇年六月十四日に改正された第九條）に基く勞働（註）——企業の業主若は支配人又は其の妻に依つて行はるゝ勞働を含む——と認めらるゝ職業に従事することを得ない。従つて十四歳未満の又は未だ就學の義務ある児童は自己の爲又は他人の爲勞働することを得ない。

（註）勞働法に依り「勞働」とは或る例外——其の内主なるものは農業、園藝業、森林業及び牧畜業に於ける勞働である——を除き一切の企業に於て行はるゝ一切の職業を包含してゐる。授業時間の前又は後に家族的企業に於て両親が児童を使用する場合は本法の意味に於ける「勞働」と認められる。

法律は児童に依つてその両親の爲に行はるゝ勞働と他人の爲に行はるゝ勞働との間に區別を設けてゐる。

公衆娛樂業（危険なるもの）

性の如何を問はず十八歳未満の年少者を、危険なる藝當又は危険を伴ふ興行を爲さしむる爲使用する

ことは一九二〇年八月十日の勅令を以て禁じられてゐる（第二條）。
重荷を揚げることその他

前記の命令は又十八歳未満の年少者を重荷を揚げる爲に使用すること並びに十六歳未満の年少者を檻
褸撰り及び或る種の不健康的な又は骨の折れる職業に使用することを禁じてゐる（第四條）。

實施上の措置

企業主は十八歳未満の年少者が使用されてゐないかどうかを監視するの義務があるが、但し企業主又
は支配人が右の年少者に關し法律の規定に適合せる労働手帳を所持する場合は此の限りでない（第六
十七條（一））。

諾 威

法 令

児童の使用に關する一般的规定は一九〇八年八月十五日の法律に依つて改正された都市及地方初等學
校に關する一八八九年六月二十六日附法律中に存する。一八七五年五月二十二日に公布された公衆娛
樂業に關する法律は關係規定を含んで居り多數の地方當局は之に基いて命令を制定した。工業以外の
職業に於ける児童の使用に關する其の他の規定は一九〇二年五月二十二日の一般刑法中に存在する。

年齢に關する規定

一般職業

一八八九年及び一九〇二年の學校法は學齡兒童（註）の使用者に嚴重なる條件を課してゐる。

（註）學校法第五十一條及第五十八條に依り、就學は兒童が七歳（六歳半）より十五歳に達する學年度の終り迄義務的である。

雇入前に使用者は兒童が公立の初等學校に通學しつゝあるや否やを確め、そして若しも通學して居る
ならば兒童の授業時間を示す證明書を求め、且つ要求あるときは學校當局に之を提示せねばならない
（一八八九年法第十六條及一九〇三法第十八條）。

兒童の授業時間中に於ける使用は禁ぜられ且つ兒童が學校に行く前に充分なる休憩時間を之に與へね
ばならない。兒童の使用はその學業を妨ぐることを得ない。

一九〇二年の一般刑法は兩親又は後見人に依つて使用さるゝ十六歳未満の年少者及び他人の爲に勞働
する十八歳未満の年少者の健康、道德及び身體上の安全を確保する爲規定を設けてゐる（第二百十八條）。

公衆娛樂業

一般刑法は十六歳未満の年少者を一切の種類公衆娛樂業に使用するに先ち當局より許可を得べきこ
とを規定してゐる（第三百八十一條—第三百八十四條）。斯る許可の下附に付ては絶對的の最低年齢が
ないものの如くである。

危険なる藝當に關しては、十六歳未満の年少者に對し公衆娛樂業に於て危険なる藝當を爲すことを要

求することを得ないし又他人の子供を斯る目的の爲に使用することを得ない（第三百八十一條—第三百八十五條）。

一八七五年五月二十二日の法律は地方當局に對し公衆娛樂業に關する詳細なる規則を發布し且つその中に兒童の使用に付て規定すべきことを要求してゐる。併し、斯る規則の發布に關する精確なる情報は未だ手に入らない。

街頭商業

或る市町村條例は新聞賣り、靴磨き、「メッセンジャー」及び配達勞働に於ける兒童の使用に關する規定を含んでゐる。併し斯る條例に關する詳細なる情報は未だ手に入らない。

酒場其の他

斯る場所に於ける使用は一九〇二年の一般刑法に依りて規律されてゐるが、それは次ぎの如く規定してゐる。

- (一) 十六歳未満の兒童は顧客を接待せしむる爲酒場に於て使用することを得ない。
- (二) 斯る場所に於て二十一歳未満の婦人を使用することは禁ぜらる。
- (三) 十六歳以上十八歳未満の者は主たる業務が酒精飲料の小賣販賣にある企業に於て顧客を接待する爲使用することを得ない（第三百八十一條第一項、第二項及第三項）。

「パナマ」

法 令

若干の關係ある規定は商業使用人に關する一九一六年八月二十二日の行政法典中に存する。

年齢に關する規定

商 業

十四歳未満の兒童を商業的企業（定義されてゐない）に於て使用することは禁ぜられてゐる（第一〇九五條（一））。

酒場其の他

十四歳未満の兒童を飲食店及び料理店に於て使用すること並びに十八歳未満の年少者を酒精飲料を販賣する場所に於て使用することは禁ぜられてゐる（第一〇九五條（二））。

「ベル」

法 令

關係ある規定は一九一八年十一月二十三日の婦人及兒童使用法並びに之に基く一九二一年六月二十五日の規則中に含まれてゐる。

年齢に関する規定

一般職業

法律は家族的企業を除き十四歳に達せざる児童を、使用者の爲にする一切の職業に於て使用することを得ざることを規定してゐる。但し、読み、書き、計算することを得且つ當該労働に身體上適せることを立證された十二歳以上の児童に對しては例外が許される（第一條及第二條）。
公衆娯樂業

十四歳未満の者は公衆娯樂業に於て俳優又は端役として使用することを得ない。但し、市長は児童を午後十一時後に使用せざることを條件として、特別の興行に於て端役として使用することを、許可することを得る（第一三條）。規則は年齢證明書を提出すべきことを要求してゐる。公衆娯樂業に於て児童を使用することを得ざる絶對的最低年齢は法律にも規則にも定められてない。
危険なる興行物

十六歳未満の者は公衆娯樂業に於て輕業、釣合業、力業又は曲藝を演ずることを得ない（第三十三條）。輕業師、體操師、綱渡り、動物馴らし又は動物見世物師、闘牛師、曲藝場の管理者其他同様の職業を営む者にして十六歳未満の児童（自己の子供以外の）を使用する者（第三五條）並びに十四歳未満の自己の子供又は親族の子供を使用する者（第三六條）に於て刑罰が規定されてゐる。

街頭商業

規則はその中に規定さるゝが如き街頭商業に於て一切の年齢の婦人及び十八歳未満の未成年者を使用することを禁じてゐる（第一八條及第二〇條）但し、性の如何を問はず十四歳以上十八歳未満の年少者に付ては、規則第四條に基き（註）許可を得且つその労働が自己又は其の家族の生計を支持する爲必要なことを條件として許可が與へられる（第二十一條）。

（註）右許可は讀み書き計算するの能力及び身體上の適性に關する證明書に基きて與へられる。

車の操縦

法律は車を操縦せしむる爲二十一歳未満の者を使用することを禁じてゐる（第二五條）。規則は年齢證明書を要求することを認めてゐる（第三十條）。

實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、規則は十四歳未満の児童に對し労働監督局より労働手帳の形式の下に許可を得（第三條及第四條）且つ年齢證明書を提出する（第五條）ことを要求してゐる。十四歳以上十八歳未満の年少者に關しては、法律は、使用者が所定の事項を記入せる労働手帳を年少者の両親又は後見人に交附することを要求してゐる（第二十二條、労働手帳の形式に關しては規則第二十八條）。尙ほ法律は十八歳未満の婦人の姓名、年齢及び住所並びに労働手帳に記入すべき其の他の事項を

示す帳簿を備付けておくことを要求してゐる(第二十四條)。十八歳未満の年少者を使用する場所には法律の寫しを掲示しておかねばならない(第四十二條)。

公衆娛樂業に關しては、法律は輕業其の他の職業(前記第三十五條の如き)を營む者はその使用する二十一歳未満の一切の者に付て適當なる法律上の形式に於て其の兩親又は後見人の姓名、其の國籍及び其の身元を證明する書類を備付け且つ地方當局は興行の許可を與ふるに先ち斯る書類の提示を要求しなければならぬ(等三十九條)。

波 蘭

法 令

波蘭の憲法は兒童の使用を禁止せる一般的規定を包含してゐる。その結果として一九二四年七月二日の法律は婦人及び年少者の使用を規律してゐる。此の法律は就中商業的企業、事務所並びに營利の爲なると否と又公的たるのと私的たるを問はず商業的に行はるゝ企業に於ける使用を目標としてゐる。此の法律は又街頭商業(註一)、一切の種類の公衆娛樂業及び料理店(酒精飲料を販賣することを許可されたと否とを問はず)及び酒場に於ける勞働を包含してゐる。家族的企業に對しては除外が許されてゐないが、法律は専ら報酬を受くる勞働(註二)に適用するが故に實際には兩親に依る兒童の使用は包含せられない(註三)。

(註一) 但し兒童は勞働契約に基き雇傭せられ且つ自己の爲に商業を行ふものに非ざる場合に限られてゐる。

(註二) 「報酬を受くる勞働」とは、波蘭の法律では、現金、現物(農業的勞働)又は物品と交換し得べき傳票を以て報酬せらるる勞働と解される。

(註三) 家族的企業に於ける兒童の使用を規律する規定は存在せざるも、民法及び刑法は兩親が濫用又は搾取をなす場合に於て親權の制限又は剝奪さへも認めてゐる。

一九二四年十一月十七日の命令は年齢に關する上記の法律の規定の實施に付て規定してゐる。

年齢に關する規定

一般職業

波蘭の憲法は十五歳未満の年少者を賃銀を以て使用することを禁じて居り(第一〇三條)、そして一九二四年七月二日の法律は十五歳に達せざる兒童は報酬を以て使用することを規定してゐる(第五條)。尙ほ斯る年少者は年齢證明書、兩親又は後見人の許可證、義務教育を修了した證明書及び勞働監督局の任命せる醫師より兒童は當該勞働を爲すに身體上適せることを證明せられたる證明書を提出せずして使用することを得ない(第六條)。

不健康なる職業

一九二五年七月二十七日の命令(一九二四年七月二日の法律に基いて制定された)に依つて十八歳未満の年少者に對し禁ぜられてゐる職業中には次ぎのものがある。即ち消毒せられざる襤褸を集め、擇

別し及び包にする労働(第十七條)。病院、療養所、施療所及び家畜病院に於ける労働(第二七條)、並びに三十疋(婦人年少者に對しては二十疋)以上の重荷を揚げる労働(第二九條)是れである。公衆娛樂業、街頭商業、酒場其の他

一九二四年七月二日の法律第五條に含まるゝ一般的制限は、これ等の職業に適用し、従つて使用し得る年齢は十五歳である。

實施上の措置

使用者はその使用する年少者(十八歳に達せざる―第二條)に付て所定の様式に従つて帳簿を備付くことを要する。斯る年少者の名簿は作業場所に掲示し且つ労働の開始及び終了時刻、その性質並びに休憩時間を示さねばならない(第一一條)。

葡 萄 牙

法 令

葡萄牙に於ては一部の保護は婦人及年少者の使用を規律し並に其の健康を保護する爲の制度を設置する一九二七年十月二十九日附命令第一四四九八號並びに婦人及年少者の使用に關する規則を承認する一九二七年十月三十一日附命令第一四五三五號に依りて與へられてゐる。これ等の措置は主として工業に使用せらるゝ婦人及び兒童の健康を確保するにある如きも、若干の規定は今日下本報告に於て考

慮中の職業の或るものに適用する。

年齢に關する規定

一般職業

非工業的労働に兒童を使用することに付ては一般的年齢制限なきが如きも、一九二七年の命令第一四四九八號には年少者(即ち十六歳未満の少年及び十八歳未満の少女)は身體上若は智能上の發達又は道德に害なき短時間の輕易労働にのみ使用し得ることを規定してゐる(第三條)。それは又禁止せらるゝ職業の表を作成することに付て規定してゐる(第二二條)。そして斯る表の一は命令に添附されてゐるが、それに掲げられてゐる職業は専ら工業的のものである。

婦人及年少者の使用に關する規則を承認する一九二七年の命令第一四五三五號は、読み書きするの能力を立證されず、且つ體格検査(註)に依つて當該労働に身體上適することが證明せられざる如何なる年少者(前記の)も使用し得ることを規定してゐる(第一條)。

(註) 工業的職業に付ては體格検査は年少者が使用せらるる設備の醫師に依つて行はねばならぬ(第二條)。非工業的職業に付ては體格検査を行ふ者を明示してない。

公衆娛樂業

命令第一四四九八號は十六歳未満の年少者は公衆娛樂業に於て體操又は輕業に使用することを得ざる

ことを規定してゐる（第七條）。

公衆娛樂業に關聯せる他の勞働に付ては何等の規定もないようである。
車の操縦

命令は又十四歳未満の年少者は公的たるを私的たるを問はず一切の車に於て馭者として使用することを得ざることを規定してゐる（第七條）。

街頭商業、酒場其の他

これ等の職業に付ては特に掲げられてない。

羅馬尼亞

法 令

羅馬尼亞に於ては兒童及び年少者の使用は婦人及び年少者の勞働を規律する一九二八年四月九日の法律並びに右の法律の施行規則を發布せる一九二九年一月三十日附勅令第二四七號に依つて規律されてゐる。一般職業に對する絶對的最低年齢は定められてゐない。規律されてゐる唯一のものは商業であるが、事務局の得た情報に依れば目下本報告にて考慮中の他の職業は權限ある大臣に依り法律の意味に於ける商業であると認められてゐることである。

年齢に關する規定

商 業

法律は一切の種類の商業的企業及び其の部門に適用する（第二條）。「商業的企業」に關しては特に定義されてないが、第二條の内に入る設備の範圍に付ては勞働大臣が最高勞働會議と協議の上決定し得ることが規定されてゐる（第四條）。

十四歳を完了した年少者のみ商業的企業に使用することを得る（法律第五條、規則第七條）。同一家族に屬する者のみを使用する企業は危険又は不健康のものと分類されるに非ざれば、除外される（第四條）。承認せられ且つ監督せらるゝ工業學校も亦除外される（法律第二十一條、規則第二十四條）。

十四歳以上の年少者（註）は商業的企業に於て使用せらるゝに先ち彼等が良き健康状態に在り且つその勞働を爲すに適することを示す證明書を所持することを要する。斯る證明書を得る爲めには出生證明書を提出しなければならない。法律に明示せらるゝ醫師のみ使用證明書を與ふることを得る（法律第六條、規則第八條）。

（註） 最高限度は定められてないが法律第一條に示さるる「年少者」なる定義を容るるならば、それは十八歳未満の一切の者を包含するであらう。

公衆娛樂業、街頭商業、酒場其の他

これ等の職業に付ては特に掲げられてないが事務局の得た情報に依れば、これ等の職業並びに花屋及

一三八
び理髪店は、労働大臣に依つて商業的企業と認められてゐる。従つて之に使用し得る年齢は十四歳である。

南阿聯邦

法 令

公衆娛樂業、街頭商業及び酒場に關する規定は、一九二一年の法律に依つて公衆娛樂業に關し改正された一九一三年の兒童保護法中に含まれてゐる。此の法律は聯邦全體に適用するものである。

年齢に關する規定

公衆娛樂業

十四歳未満の兒童は興行の爲に許可された場所、曲藝場、劇場又は其の他の公衆娛樂場所に於て或る興行物又は一聯の興行物に出演することを得ない。但し判事 (Magistrate) は身體上適せること、生命又は身體に危険なきこと及び親切なる取扱を受くることに關する條件に基き、兒童を使用し得る許可を與ふることを得る。臨時的慈善興行物は此の規定の適用より除外される (一九二一年の法律第十五條に依り改正された一九一三年の法律第五十二條)。

街頭商業

地方當局は十六歳未満の兒童の行ふ街頭商業を禁止し、規律し又は制限する爲命令を制定することを

得る (第五條)。

酒場其の他

閉店時間後を除き十六歳未満の兒童に、許可された構内の酒場に居ることを許容せる者に付て刑罰が規定されてゐる (第四十九條)。

實施上の措置

所定の年齢未満の兒童を公衆娛樂業に使用するには許可を必要とする。

西 班 牙

法 令

兒童及び年少者の使用は婦人及び兒童の使用に關する一九〇〇年三月十三日の法律並びに之に基きて制定された一九〇〇年十一月十三日の規則に依つて規律されてゐる。尙ほ一九二八年九月八日に效力を發した刑法は法律違反に對し刑罰を規定してゐる。それは一九〇〇年の法律及び規則に掲げられざる或る種の職業就中映畫の作製、道德に害ある職業及び酒場其の他に於ける使用に關する規定を包含してゐる。

年齢に關する規定

一般職業

一九〇〇年の法律は一切の種類の労働に十歳未満の児童を使用することを禁じてゐる(第二條)。但し此の年齢は読み書きすることを得る児童に付て九歳に低減することを得る(第八條)が、右の読み書きし得るの證明は地方當局に依つて公認された學校長に於てする(規則第十五條)。家族的企業は、その内に於て行はるゝ労働が危険若は不健康的であり、又は機械動力が使用せらるゝ場合に非ざれば、除外される(第五條)。

刑法は十歳未満の児童を使用し又は法律に違反して十歳以上十四歳未満の児童を使用する者に付て刑罰を規定してゐる(第八四二條)。

十六歳未満の年少者を使用し得る爲には、規則は右の者が両親又は後見人の許可證(地方當局に依り確認された)、出生證明書及び當該労働が右年少者の體力を超えざる旨の特別の醫師に依る證明書を提出しなければならぬことを規定してゐる(第一六條)。

公衆娛樂業

一九〇〇年の法律は一切の種類の公衆娛樂物(文學的又は藝術的性質のものであつても)に於て十六歳未満の児童を使用することを禁じてゐる(第六條)と同時に刑法々典は斯る興行物に於て児童を使用する者に付て刑罰を規定してゐる(第八四一條)。一九〇〇年の法律は行政官廳が公衆娛樂業に關する規定の適用よりの除外を與ふることを認めてゐるが、それには行政官廳は労働の性質及び児童の事情を考慮しなければならぬ(第六條)。

危険なる興行物に關しては、一九〇〇年の法律は十六歳未満の児童が輕業興行を公演し得ざることを規定し(第六條)、そして刑法々典は公演たると否とを問はず危険なる釣合わざ、力わざ、輕快なるわざ又は離れわざを演ずる十六歳未満の児童を使用する者に付て刑罰を規定してゐる(第七六一條)。

映畫の作製

事務局の得た情報に依れば一九〇〇年の法律第六條及び刑法々典第八四一條(前出)の規定は又映畫の作製に児童を使用することにも適用する。

街頭商業

この職業に付ては法律にも規則にも刑法々典にも特に規定がない。

道德に危険なる職業及び酒場其の他

刑法々典は道德に危険なる職業(職業それ自體は刑法々典の規定に違反せずとも)、舞踏場、酒精飲料を消費し又は販賣する場所及び斯る児童の道德が害さるゝ虞ある場所に於て十六歳未満の児童を使用する者に付て刑罰を規定してゐる(第八四五條)。

實施上の措置

法律及び規則の寫しは児童又は年少者が使用せらるゝ作業場所に掲示することを要する(第十七條)。

關係ある規定は、工業的たる否とを問はず労働者が使用者の爲に労働に従事する一切の職業を包含せる一九一二年六月二十九日の労働保護法中に存在してゐる。同法は労働者の自宅に於て行はるゝ労働を除外してゐる(第一條)。瑞典社會省は事務局に對し右の除外は労働にしてその實行を監督することが使用者の義務と認められざるが如き状態に於て行はるゝものをも亦包含してゐることを通告して來たが、併し兒童の使用に關しては右は何等實際上の意義を有たない。社會省は又瑞典に於ては兩親に依る兒童の使用に關する何等の規定も未だ嘗て設けられざることを事務局に通告して來た。

街頭商業に關しては、労働保護法の一般的年齢規定の外に、街頭商業に於ける兒童の使用に關する一九二六年四月九日の法律は、地方當局が或る種の販賣を禁止することを得ることとしてゐる。此の法律を除いては、地方當局は兒童の使用に關する規則を制定するの權限を持たない。公衆娛樂業に關しては、労働保護法中には特別の規定なきも、州當局は下に述ぶる或種の權限を有してゐる。

酒精飲料を販賣する場所に於ける使用に關しては何等特別の規定も存在しない。

年齢に關する規定

一般職業

労働保護法は法律の第十五條(註)に掲げらるゝ以外の労働に於て十二歳未満の未成年者を使用することを得ざることを規定してゐる(第九條及第一五條)。

(註) 此の條規は工業的労働に關するものである。

公衆娛樂業

労働保護法は公衆娛樂業に關する特別の規定を包含してゐない。社會省は劇場興行物に於ける兒童の使用は特別の地位に置かれて居り、そして權限ある州當局(「ストックホルム」に於ては Governor's Office)は個々の場合に於て斯る興行物に關し一定年齢以下の兒童を使用することの禁止に對し例外を許可することを得ることを事務局に通告して來た。

街頭商業

労働保護法は第十二條(註)に掲げらるゝ以外に街頭職業に於ける未成年者の年齢を規律する規定を特に含んでゐないが、事務局の得た情報に依れば、法律は第九條に依つて規律せらるゝ「其他の職業」中に街頭商業を含めしめんとしたものであるとのことである。従つて此の街頭商業に使用し得る年齢は十二歳である。尙ほ又街頭商業に於ける兒童の使用に關する一九二六年の法律は印刷物、花、小間物又は其他の品物の販賣又は配達に兒童を使用することを禁止するの權限を地方當局に與へて

る。此の禁止は十六歳以上の児童には適用しないし、又十二歳以上の児童に對しては店舗若は其の他の場所に於て物を販賣し、午前八時より午後七時迄の間に新聞を配達し、及び児童が其の両親を助け若は其の監督の下に労働する場合他の品物を配達することを禁止することを得ない(第一條)

(註) 此の規定は品物を配達し、傳言を爲し又は使ひせしむる爲夜間に未成年者を使用することを禁ずるものであつて従つて本調査には關係がない。

健康又は道徳に危険なる職業

労働保護法は災害の危険又は健康、身體上の發達若は道徳に有害なる結果を伴ふが如き方法に於て未成年者を使用することを禁じてゐる(第十條)。斯る使用に對しては條件を課することも亦全然禁止することも出来る(第一七條及第三〇條)。

實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、作業場所には姓名及び年齢を示す未成年者の特別の名簿を備付けておかねばならない。又斯る場所には未成年者が労働を開始し及び終へる時刻並びに休憩時間を指示せる揭示をしておかねばならない。(第三十七條)

瑞 西

法 令

瑞西に於ては工業以外の職業即ち旅館及び料理店、飲食店、街頭商業並びに公衆娛樂業に於ける児童又は年少者の使用は各州の法律に依つて規律されてゐる。これ等の規律は州に依つて著しく異り且つ之を定むる法律も労働者の保護に關するもの、労働時間に關するもの、旅館、料理店及び飲食店に關するもの、街頭商業に關するもの、就學に關するもの等區々である。

最も完全なる規律は「グラルース」、「バーゼル」市部、「ニューシャテル」及び「ジュネヴァ」に存し、それ等の處では商業、巡回職業(街頭商業を含む)、旅館、料理店及び飲食店並びに活動寫真館に於ける児童の使用を規律する法律を有してゐる。

各州の規律の範圍が異なるは先づ第一に「工業的使用」(聯邦法に依つて規定されてゐる)なる語が所に依つて同一でないこと云ふ事實に歸する。例へば或る州に於ては、右の語は娛樂場所、劇場及び「コンサート、ホール」に於ける児童の使用を包含するものと認められてゐる。尙ほ或る都市に於ては警察官憲が制限的権限を行使してゐる。斯くして或る都市に於ては警察官憲は児童又は年少者を使用する活動寫真館主に對し許可を取消すことを以て威嚇し得るが、これは斯る事業は「何等の苦情も起らざる様に」行はるべきであり且つ「公の秩序及び善良の風俗の維持」を確保すべきであることを要求してゐる州の法律規定に基くものである。その結果としてその都市に於ては活動寫真館に児童を使用しその使用は形式上は禁ぜられてないが、してゐるものがない。又或る州に於ては一切の興行物に

對し警察の許可を必要として居り且つそれは劇の性質上望まじきときは兒童の使用を制限し又は禁止するに便利である。

義務教育法は瑞西に於ては嚴格に實施されてゐるが、これも亦工業以外の職業に兒童を使用することを制限することに寄與してゐる。義務教育年齢は州に於て定めてゐて十五歳の處も十三歳の處もあるが通常十四歳である。右の年齢が十五歳なる場合には法律は通常、兒童を徒弟とすることが希望され又は兩親の事情が除外を望ましとするときは十四歳に於て除外を認めてゐる。斯る規定の効果は單に授業時間外及び休暇中兒童を使用することを許可するに在る。

尙ほ注意すべき點は大抵の就學法では當局に對し學齡兒童の使用—自宅に於けると其の他の場所に於けるとを問はず—に付いて監督を爲すことを許容するが如く規定されてゐることである。此の例は「ジエネヴァ」州に存在し、そこでは一九二八年の法律は十四歳未満の兒童は學校當局の文書に依る許可がなければその家族外に於て賃銀の爲に使用することを得ざること及び窮迫せる家族に於ては當局が兒童の賃銀の損失を補填する爲手當を與ふることを得ることを規定してゐる。

年齢に関する規定

商業

「グラルース」、「バーゼル」都市、「ティチノ」、「ニユーシャテル」及び「ジエネヴァ」の各州並びに「ローザンヌ」に於ては、店舗及び事務所で使用し得る年齢は十四歳である。併し、「ジエネヴァ」に於ては、

十四歳未満の兒童に於て一日三時間以内に於て使用することを許されてゐる。

二三の他の州に於ては、婦人労働者の保護に関する法律は、専ら品物を販賣する爲めに非ざれば、店舗に於て十四歳未満の少女を使用することを禁じてゐる。品物の販賣以外に使用せらるゝ少女は工業的労働を爲すものと認められる(註)。「チューリッヒ」を含む若干の州に於ては、商業に於て徒弟として使用し得る年齢は十五歳である。

(註) 瑞西に於ては工業に使用し得る最低年齢は十四歳である。

公衆娛樂業

「ジエネヴァ」州に於ては、十四歳未満の兒童は公衆娛樂業に使用することを得ない。此の禁止は絶對的のものであり、若干の他の州に於けるが如く當局の許可を得て一日三時間の使用を許容するような規定が存在しない。「バーゼル」市部州に於ては、「カフェー」又は料理店に於て行はるゝ演奏會又は興行物に學齡兒童を使用することは禁じられてゐる。「ベルヌ」州に於ては、學齡兒童は公衆「ダンス」が催される場所に入ることを得ない。「サン、ガール」州に於ては、十二歳未満の兒童は定期市の見世物に使用することを得ない。その他の州に於ては何等法令がない。二三の州は活動寫真が催される場所に適用する特別の規定を有してゐる。即ち「チューリッヒ」、「ツューグ」、「バーゼル」都市及び「サン、ガール」に於ては年齢は十八歳で、「リューセルヌ」、「フリブルグ」及び「ヴァレイ」に於ては十二歳

である。その他の州には此の種の興行物に付て特別の規定は存在しないが、その或るものに於ては火災の危険を減ずる爲映寫技師は最低年齢十八歳（十二歳の處もある）でなければならぬとしてゐる。

巡回職業

「ヴォー」及び「ジエネツフ」を除いては、巡回職業（即ち街頭商業、巡回興行人其他）は何處でも規律されてゐる。

此の種の職業より兒童を除外するには二つの方法がある。第一に許可を必要とするものであつて一定年齢以下の者には許可を與へないこととなつてゐる、その年齢は「アールゴ」州に於ては十五歳、「バーゼル」郡部、「ティチノ」及び「ニューシヤテル」（例外が許される）の各州に於ては十六歳、「チューリッヒ」、「ウリ」、「グラルース」、「フリブルグ」、「ソロザーン」、「バーゼル」都市及び外部「ロッド、アッペンツェル」の各州に於ては十八歳、「ベルヌ」、「リュースェルヌ」、「シユワイツ」、上部「ウンテルワルデン」下部「ウンテルワルデン」、「ツューグ」、「シャフハウゼン」、内部「ロッド、アッペンツェル」、「サン、ガール」、「グリッソン」、「ツルゴ」及び「ヴァレイ」の各州に於ては二十歳である。第二に、殆ど一切の州は巡回商人が兒童を伴ふことを、通常許可取消の罰則の下に、禁じてゐる。「ベルヌ」州に於ては此の禁止は十六歳の年齢に擴張してゐると共に「ヴァレイ」州に於ては十八歳未満の者を使用することに付て特別の許可を必要としてゐる。若干の州の法律は通常野生漿果、果實、農産物及び新

聞の販賣に對し、これ等の規定よりの除外を認めてゐる。この場合に於ては兒歳は勞働を爲し得るが、尤も或る州では制限を課し、斯くして「シャフハウゼン」に於ては斯る職業に従事する十八歳未満の年少者は「カフェー」又は料理店に入ることを得ないことを規定してゐる。

巡回興行人に付ては、特別の規律が設けられてゐるが、必ずしも許可を受くることを必要としてゐない。若干の州に於ては巡回興行人は兒童を伴ふ—或る場合に當局より特別の許可を受くることを必要としてゐるが—ことが出来る。此の種の規定は大部分兒童が義務教育を有せざる外國人に關係してゐる。

旅館、料理店及び飲食店

大多數の州は斯る場所に於ける使用を規律する爲の法律を有してゐる。大多數のものは營業主の家族以外の兒童及び年少者が顧客を接待することを禁じてゐるが、他の勞働例へば皿洗ひ等の如きは認められてゐる。多くの州に於ては「ボーリング、アレイ」の「ピン、ボーイ」の職業は認めてゐる。「バーゼル」都市州のみは學齡兒童（營業主の子供を含む）を旅館、料理店及び飲食店に於て使用することを絶対に禁じてゐる。或る州（「フリブルグ」、外部「ロッド、アッペンツェル」、「サン、ガール」、「ツルゴ」及び「ニューシヤテル」）に於ては顧客を接待することに關する禁止は營業主の家族にも適用してゐる。顧客を接待することを得る年齢は次ぎの如くである。即ち「チーリッヒ」州に於ては女子年少者

に付ては二十歳男子に付ては十六歳であり、「リノーセルヌ」、「ウリ」、上部「ウンテルワルデン」、下部「ウンテルワルデン」、「バーゼル」都市、「グリゾン」及び「ヴァレイ」の各州に於ては夫れ夫れ十八歳、十六歳であり、「グラルルス」、「ツィグ」及び「フリブルグ」の各州に於ては男女兩性に對し十八歳であり、「ベルヌ」、「ンロザン」、「シャフハウゼン」、外部「ロード、アペンツェル」、内部「ロード、アペンツェル」、「サン、ガール」、「ツルギー」及び「ニエーシャテル」の各州に於ては女子年少者（男子に付ては規定なし）に付て十八歳である。

これ等の法律の大多數は顧客の常時的接待に關し、斯くして臨時的接待は認めてゐる。尤も多數の州に於ては権限ある官廳は監督の困難上斯る勞働を許容することを拒否してゐる。「シュワイツ」、「バーゼル」郡部、「ティチノ」及び「ジネヅァ」（註）の各州に於ては特別の規定がない。

（註）尤も此の州に於ては報酬を受くる勞働に於ける十四歳未満の兒童の使用に關する一般的禁止が適用される。

實施上の措置

既に述べた處より、瑞西に於ては巡回商人（年齢の如何を問はず）は何處でも許可を得なければならぬこと及び此の制限は、縦令本來は兒童を除外するの目的を有してゐなかつたとはいへ、斯る許可が與へられざる一定の年齢（州に依つて異なる）が定められてゐるので、間接的制限として効果があること明かである。或る州に於ては巡回商人が兒童を伴ふ場合には特別の許可を必要としてゐる。

公衆娛樂業に付ては兒童を使用する爲の特別の許可は必要でないように思はれるが、警察官憲は斯る娛樂業に對し許可を與ふる際兒童又は年少者の使用を禁止し又は保護條件を課する爲充分なる権限を有してゐる。

「ヴェネズエラ」

法 令

一九二八年七月十二日の勞働法は酒場及び道德に害ある場所に於ける勞働に關する規定を含んでゐる。これを除いては本書に於て考慮中の職業に適用する年齢規定は存在しないものゝ如くである。

年齢に關する規定

酒場其の他

二十一歳未満の婦人及び年少者は酒精飲料を販賣する場所に於て使用することを得ない（第一六條）。

道德に害ある場所

二十一歳未満の婦人及び年少者は勞働が道德に害ある場所に於て使用することを得ない（第一六條）。

「ユーゴスラヴィア」

法 令

一九二二年二月二十八日の勞働者保護法は商業に適用する。又右の法律は恐らく本書に於て目下考慮